

平 26 . 4 . 14
法 D 3 - 4

参 考 資 料

[地方税の税負担軽減措置]

平成 26 年 4 月 14 日 (月)
総 務 省

目 次

・法人事業税(地方税)に係る税負担軽減措置一覧	1
・経過年数別の税負担軽減措置(地方税)	4

法人事業税(地方税)に係る税負担軽減措置一覧

※ 減収額は、地方法人特別税を含む。

措置・概要	適用期限	適用総額 の種類	適用総額 (億円)	減収見込額 (億円)
<p>社会保険診療報酬の益金・損金不算入措置 医療法人等については、社会保険診療につき支払を受けた金額は益金の額に算入せず、社会保険診療に係る経費は損金の額に算入しない。</p>	なし	課税標準 (所得)	7,747	▲565
<p>医療法人に係る税率の特例措置 医療法人を特別法人とし、所得のうち年400万円を超える金額については6.6%の軽減税率を適用する。</p>	なし	税額	31	▲31
<p>JR北海道・四国・九州に係る課税標準の特例措置 JR北海道、JR四国及びJR九州について、資本割の課税標準である資本金等の額を、資本金の額に2を乗じて得た額とする。</p>	H31.3.31	課税標準 (資本金等の額)	3,512	▲6
<p>承継銀行等に係る課税標準の特例措置 承継銀行及び協定銀行について、資本割の課税標準である資本金等の額を、銀行法における銀行の最低資本金(20億円)の額とする。</p>	H31.3.31	課税標準 (資本金等の額)	2,100	▲3
<p>銀行等保有株式取得機構に係る課税標準の特例措置 銀行等保有株式取得機構について、資本割の課税標準である資本金等の額を、10億円とする。</p>	H29.3.31	課税標準 (資本金等の額)	275	▲1
<p>新関西国際空港株式会社等に係る課税標準の特例措置 新関西国際空港株式会社及び指定会社について、資本割の課税標準である資本金等の額から5/6を乗じた額を控除する。</p>	H31.3.31	課税標準 (資本金等の額)	0	0
<p>中部国際空港株式会社に係る課税標準の特例措置 中部国際空港株式会社について、資本割の課税標準である資本金等の額から2/3を乗じた額を控除する。</p>	H31.3.31	課税標準 (資本金等の額)	558	▲1
<p>特定鉄道事業者に係る課税標準の特例措置 特定鉄道事業者について、資本割の課税標準である資本金等の額から2/3を乗じた額を控除する。</p>	H31.3.31	課税標準 (資本金等の額)	1,233	▲2

措置・概要	適用期限	適用総額 の種類	適用総額 (億円)	減収見込額 (億円)
<p>東京湾横断道路株式会社に係る課税標準の特例措置</p> <p>東京湾横断道路株式会社について、資本割の課税標準である資本金等の額から、総資産のうち建設未収金に相当する割合を乗じた額を控除する。</p>	H31.3.31	課税標準 (資本金等の額)	892	▲2
<p>託送供給を受けて電気供給業を行う法人に係る課税標準の特例措置</p> <p>収入金課税される他の電気供給業を行う法人から託送供給を受けて電気供給を行う法人について、当該託送供給の料金として支払うべき金額に相当する収入金額を、収入割の課税標準である収入金額から控除する。</p>	H29.3.31	課税標準 (収入金額)	194	▲2
<p>独立行政法人福祉医療機構と保険契約を締結する生命保険業会社等に係る課税標準の特例措置</p> <p>心身障害者扶養共済の加入者を被保険者として独立行政法人福祉医療機構と生命保険契約を締結した生命保険会社等について、同契約に基づく収入保険料を、収入割の課税標準である収入金額から控除する。</p>	当分の間	課税標準 (収入金額)	52	▲1
<p>託送供給を受けてガス供給業を行う法人に係る課税標準の特例措置</p> <p>収入金課税される他のガス供給業を行う法人から託送供給を受けてガス供給を行う法人について、当該託送供給の料金として支払うべき金額に相当する収入金額を、収入割の課税標準である収入金額から控除する。</p>	H28.3.31	課税標準 (収入金額)	68	▲1
<p>商工組合中央金庫に係る課税標準の特例措置</p> <p>株式会社商工組合中央金庫について、資本割の課税標準である資本金等の額から、資本金(政府出資分)と危機対応準備金の額に一定の割合を乗じた額を控除する。 【平成25年度改正にて廃止】</p>	廃止	課税標準 (資本金等の額)	2,221	▲1
<p>日本政策投資銀行に係る課税標準の特例措置</p> <p>株式会社日本政策投資銀行について、資本割の課税標準である資本金等の額を1兆円とし、当該額に一定の割合を乗じた額を控除する。 【平成25年度改正にて廃止】</p>	廃止	課税標準 (資本金等の額)	17,455	▲2

措置・概要	適用期限	適用総額 の種類	適用総額 (億円)	減収見込額 (億円)
株式会社地域経済活性化支援機構に係る課税標準の特例措置 株式会社地域経済活性化支援機構(旧株式会社企業再生支援機構)について、資本割の課税標準である資本金等の額を、銀行法における銀行の最低資本金の額(20億円)とする。	H31.3.31	課税標準 (資本金等の額)	181	▲0
株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に係る課税標準の特例措置 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構について、資本割の課税標準である資本金等の額を、銀行法における銀行の最低資本金の額(20億円)とする。	H28.3.31	課税標準 (資本金等の額)	0	0
関西国際空港株式会社等に係る資本割の特例措置 関西国際空港株式会社及び指定造成事業者について、資本割の課税標準である資本金等の額から5/6を乗じた額を控除する。	廃止	課税標準 (資本金等の額)	8,494	▲8
少額短期保険業に係る課税標準の特例措置 少額短期保険業者については、収入割の課税標準である収入金額から1/2を乗じた額を控除する。	廃止	課税標準 (収入金額)	34	▲0

(注) 減収見込額は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(第186国会)を基に試算した平成24年度の減収額(実績推計)。

経過年数別の税負担軽減措置(地方税)

経過年数	創設年	項 目
50年以上	昭27	社会保険診療報酬の益金・損金不算入措置 医療法人に係る税率の特例措置
40年以上	昭49	独立行政法人福祉医療機構(旧社会福祉事業振興会)と保険契約を締結する生命保険会社等に係る課税標準の特例措置

- (注)・減収関係の措置についてとりまとめたものである。
- ・平成26年度改正による。
 - ・平成26年4月1日時点の経過年数による。